

福岡県公報

平成二十三年二月二十八日
第三千二百二十四号
増刊 ②

目次

人事委員会

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事委員会事務局給与公平課)

人事委員会

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年二月二十八日

福岡県人事委員会委員長 常盤 洋一

福岡県人事委員会規則第一号

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則(昭和四十年福岡県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別表中

3項職員
円
25,000
22,500
20,000
17,500
15,000
12,500
10,000
7,500
5,000
2,500

を

3項職員
円
30,000
27,000
24,000
21,000
18,000
15,000
12,000
9,000
6,000
3,000

に改める。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年二月二十八日

福岡県人事委員会委員長 常盤 洋一

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

福岡県人事委員会規則第二号

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則(平成十一年福岡県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県人事委員会訓令第一号

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年二月二十八日

附則

福岡県人事委員会委員長 常盤 洋一

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会規則第二号

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程(平成十二年福岡県人事委員会訓令第二号)の

福岡県人事委員会委員長 常盤 洋一

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程(平成十二年福岡県人事委員会訓令第二号)の

一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の項第十四項第一号中「第十条第一項」を「第九条第一項」に改め、同項第二号中「第十条第一項第三号」を「第九条第一項第三号」に改め、同項第三号中「第十条第二項第一号」を「第九条第二項第一号」に改め、同項第四号中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

別表第一給与公平課の項第二十六項第二号中「その」を「心身に著しい緊張を与える作業と認めること並びに」に改め、同項第三号中「第二条第八項第七号」を「第二条第十項第七号」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。